

## 【業種転換用】事業再構築指針チェックリスト

更新日：2021年8月3日

事業再構築指針、事業再構築指針の手引き（1.4版）、事業再構築補助金ウェブサイト内の「よくあるご質問」を参照して作成しました。指針等は変更される可能性があります。事業再構築補助金のウェブサイトより最新の情報も必ずご確認ください。

該当要件	詳細要件 (事業再構築指針の非該当例をもとに作成)	例・補足 (事業再構築指針の手引き及びよくある質問より作成)	チェック
製品等の新規性要件	既存の製品（商品・サービス）の製造（提供）量を増大させる取組みではないこと。	【例】自動車部品を製造している事業者が、単に既存部品の製造量を増やす場合。	<input type="checkbox"/>
	過去に製造していた製品（商品・サービス）を再製造（再提供）する取組みではないこと。※過去は2020年3月以前。2020年4月以降に製造等をはじめた事業は対象。	【例】過去に一度製造していた自動車部品と同じ部品を再び製造する場合。【補足】製造したことがあっても、試作のみで販売実績がなかった、テストマーケティングのみで継続的な売上がなかった場合は「過去に製造」に含まれない。	<input type="checkbox"/>
	事業者の事業実態に照らして容易に製造（提供）が可能な新製品（新商品・新サービス）を製造（提供）する取組みではないこと。	【例】自動車部品を製造している事業者が、新たに製造が容易なロボット用部品を製造する場合。【補足】「容易さ」に一律の基準はない。	<input type="checkbox"/>
	既存の製品（商品・サービス）に容易な改変を加えた新製品（新商品・新サービス）を製造（提供）する取組みではないこと。	【例】自動車部品を製造している事業者が、新たに既存の部品に単純な改変を加えてロボット用部品を製造する場合。【補足】「容易な改変」に一律の基準はない。	<input type="checkbox"/>
	既存の製品（商品・サービス）を単に組み合わせて新製品（新商品・新サービス）を製造（提供）する取組みではないこと。	【例】自動車部品を製造している事業者が、既存製品である2つの部品を単に組み合わせたロボット用部品を製造する場合。【補足】「単に組み合わせて」に一律の基準はない。	<input type="checkbox"/>
	既存の製品（商品・サービス）の製造（提供）に必要な主な設備等（設備、装置、データを含むプログラム、施設が、新たな製品（商品・サービス）の製造（提供）に必要な主な設備等と変わらない取組みではないこと。	【例】既存製品であるパウンドケーキの製造の際に用いていたオープン機器と同じ機械を、新商品である焼きプリン製造に使用する場合。【補足】新たな設備等は、事業計画で新製品等の製造等だけでなく既存製品等の製造等にも用いることを示せば既存製品等の製造にも使用可。ただし、既存設備で新製品等を製造等できる場合は認められない。単なる設備更新・買い替えは不可。	<input type="checkbox"/>
	製品（商品・サービス）性能が定量的に計測できる場合、既存の製品（商品・サービス）と新製品（新商品・新サービス）との間で性能が有意に異なること。	【例】従来から製造していた半導体と性能に差のない半導体を新たに製造するために設備を導入する場合。【補足】「計測方法」に一律の基準はない。	<input type="checkbox"/>
新規市場要件	既存の製品（商品・サービス）と新規製品（商品・サービス）の対象とする市場が同一ではないこと。具体的には、既存の製品（商品・サービス）の需要が、新製品（新商品・新サービス）の需要で代替されないこと。	【例】アイスクリームを提供していた事業者が、新たにかき氷を販売するが、単純に従来の顧客がアイスクリームの代わりにかき氷を購入することを想定する場合。【補足】「代替されないこと」に一律の基準はない。	<input type="checkbox"/>
	既存の製品（商品・サービス）の市場の一部のみを対象とするものではないこと。	【例】アイスクリームを提供している事業者が、バニラアイスクリームに特化して提供するが、単純に従来の顧客が新たに提供するバニラアイスクリームを購入することを想定する場合。	<input type="checkbox"/>
売上構成比要件	3～5年の事業計画期間終了後、新たに製造（提供）する製品（商品・サービス）が属する業種が、売上高構成比の最も高い事業となる計画であること。	-	<input type="checkbox"/>